

平成 23 年度 第 18 回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 23 年 11 月 16 日（水）19 時 17 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○記者

まず、配偶者控除の議論ですけれども、いろいろ意見が出まして、別途議論の場を設けてじっくり検討すべきだという話がありました。これについては、例えばどのぐらいの時期に、どういう形で議論されていこうと今のところは考えていますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

所得税については、抜本改革の話もありますので、そのときにも議論は当然出てまいりますし、今後とも所得税の在り方については平成 24 年度以降考えていこうという話になっておりますので、また少し時間を取って根本的な議論を進めたいと思っております。

○記者

これは、今年度というよりは来年度以降に慎重に検討ということでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

そうです。

○記者

山林の所得の課税とか、あと、軽油引取税を巡ってかなり意見の交換が活発でしたけれども、これは今後、基本的には政務折衝でやるのか、それとも、また何か別途機会を設けるのか、どちらでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

まずは事務折衝、政務折衝を各個にさせていただいて、そして、また報告をしていただいて、最後に残れば、つまり、解決していなければ、また税調会合で取り上げるということになると思います。

○記者

明日から政務折衝が始まるということですが、その後一体改革の議論も控えて、かなりタイトなスケジュールでやっていくと思うのですが、改めて要求官庁に対しては、どういう態度で、どういったところをポイントに政務折衝に臨んでほしいのか、それから、査定側としてはどういうふうに臨んでいくのか、教えてください。

○五十嵐財務副大臣

基本的に、租税特別措置については「ふるい」という基準がありますので、その基準に合わせて説明をきちんとしていただきたいということです。後は、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則をやはりしっかりと念頭に置いて御発言いただきたい。ただ、自分の所管の官庁・業種について有利だから、ただまけてくれという話ではなくて、税を軽

減する以上は、国民に説明できる、納税者に説明できる、きちんとした政策効果なり理由づけが必要だと考えております。税は論理でございますので、しっかりと議論をしていきたいと思っております。

○記者

明日、国と地方の協議の場の一体改革の分科会があると思っておりますけれども、そこで地方単独事業の話などが始まりますが、これから消費税の議論に向けて国と地方の協議にどのように取り組まれていくか、教えてください。

○五十嵐財務副大臣

これは年末にかけて、税ばかりではなくて地財交渉があると思っておりますので、これはしっかりと協議が財務省・総務省間、そして地方団体との間でも行われることになると思いますが、かなり濃密な意見の交換、議論が行われるだろうと思っております。

それから、車体課税については総務省と合同の折衝になると思っております。

[閉会]